

多治見市新型コロナウイルス感染症対策路線バス運行継続緊急支援補助  
金交付要綱（抜粋）

令和2年12月28日告示第333号

（趣旨）

第1条 この要綱は、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）第20条の規定に基づき、多治見市新型コロナウイルス感染症対策路線バス運行継続緊急支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

2 補助金は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大防止のための外出自粛の影響下において、市民の重要な移動手段である路線バスの運行を継続する路線バス事業者を支援することにより、市民生活の安定を図ることを目的として、予算の範囲内で交付する。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 路線バス 路線バス事業者による道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行（以下「路線定期運行」という。）の用に供する自動車をいう。

（2） 路線バス事業者 法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業のうち路線定期運行を行う者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本社又は営業所を置く路線バス事業者とする。

（補助金の対象路線）

第4条 補助金の対象となる路線（以下「補助対象路線」という。）は、補助対象者が路線定期運行する路線のうち、運行の起点及び終点が市内に設定されている路線（路線の一部が市外に設定されている場合を含む。）であって、路線バスの運行の継続が特に必要と認められるものとする。ただし、国又は県から他の補助金の交付を受けている路線及びききょうバス中心市街地線を除く。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象路線における令和4年度中の走行見込距離に次に掲げる額及び数を乗じて得た額とする。

- (1) 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）計画認定申請に係る地域キロ当たり標準経常費用（令和4年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助ブロックごとに定める標準経常費用について（令和3年5月17日付け国自旅第42号自動車局旅客課長通知別紙）に規定する東海地区の地域キロ当たり標準経常費用
- (2) 令和元年度と令和4年度の乗降調査により得た乗降者数の差を令和元年度の乗降者数で除して得た数

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（予算に定める額を上限とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てる。）とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多治見市新型コロナウイルス対策路線バス運行継続緊急支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和5年1月31日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の申請額の算出根拠が確認できる書類
- (2) 道路運送法の規定による事業の許可書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、多治見市新型コロナウイルス感染症対策路線バス運行継続緊急支援補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、多治見市新型コロナウイルス感染症対策路線バス運行継続緊急支援補助金交付請求書（別記様式第3号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により適正な補助金の交付請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定時の条件に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不当と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の全部又は一部の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第11条 補助金に関する書類、帳簿等の保存期間は、当該補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度以後10年間とする。

(委任)

第12条 補助金の交付に関し、この要綱に定めのない事項については、多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号）の定めるところによる。